

(総務委員会)

民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣

法第九六号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴い、関係する諸法律について所要の規定の整備等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、郵便法の一部改正

信書について、次のように定義を行う。

「信書（特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。）」

二、郵便の利用を前提としている関係法律の規定の整備

郵便の利用を前提とする規定が置かれている諸法律について、民間事業者の提供する信書便の役務の利用に関し、次の分類により所要の規定の整備を行う。

1 郵便による受取等の規定

郵便による公的証明書の請求又は受取を認めている規定等の整備

2 期間計算の特例を定める規定

郵便により公的申請等を行った場合の郵送日数については、申請等の期間に算入しないこととする規定等の整備

3 その他

その他郵便の利用を前提としている規定の整備

三、その他

その他の関係法律について所要の規定の整備を行う。

四、施行期日

この法律は、民間事業者による信書の送達に関する法律の施行日（平成十五年四月一日）から施行する。